



# 令和5年度 U・I ターン者・若者向け 主な支援・奨励金制度

## ① ふるさと定住奨励金

隠岐の島町に U・I ターンされる方(50 歳未満)、新規学卒者、配偶者の定住を奨励するため、町内に転入された方に奨励金を交付しています。※定住の意思がある方に限ります。

対象者	その他要件	助成額	申請期限(転入から)
U・Iターン者 (50歳未満)	1世帯につき	基本額 5 万円(最大 30 万円) ※夫婦世帯加算 10 万円 ※子育て世帯加算 最大 15 万円 (子ども 1 人につき 5 万円)	180 日以内
新規学卒者	各種学校を卒業し、 町内の企業に就職した方(1人につき)	5 万円(一律)	(就職から) 180 日以内

※この奨励金は「わくわく島根生活支援事業における移住支援金」と併用できます。交付の対象となる方は、東京23区(5年以上在住または5年以上通勤・通学)から島根県へ移住し、「くらしまねっと」を通じて就職が決まった方、移住後もテレワークで業務を継続する方、移住先の市町村で「関係人口」と認められた方、県の商工会連合会の起業支援金事業で起業予定の方です。【世帯100万円、単身60万円、子育て加算あり】

## ② UIターン促進事業補助金

隠岐の島町に U・I ターンされる方(50 歳未満)、新規学卒者、配偶者が、自宅等を改修してその家に居住される場合、民間賃貸住宅に居住される場合、光ファイバー接続工事を行う場合に補助金を交付します。※定住の意思がある方に限ります。

種類	対象経費	助成額	申請期限(転入から)
自宅等 改修費用	補助対象者が所有・居住する一戸建て住宅・集合住宅の改修費用	基本額100万円(最大200万円) ★補助率 2/3 ※夫婦世帯加算 25 万円 ※子育て世帯加算 50 万円 ※空家バンク物件加算 25 万円	Uターン者:3年以内 Iターン者:5年以内 (改修工事の開始前に申請が必要)
民間賃貸住宅家賃	民間賃貸住宅の月額賃料(公営住宅は補助対象外です)	限度額 月額2万円(最大2年間) ★補助率 2/3(補助1年目) ★補助率 1/3(補助2年目) ※子育て世帯加算 1万円(一律)	1年以内
光ファイバー接続工事費	光ファイバー接続工事 分担金	隠岐の島町が請求する分担金 ★全額(補助率 10/10)	1年以内(接続工事の開始前に申請が必要)

## ③ 島留学促進事業補助金

下宿等の賃貸借契約を行う島留学生で、町内の中学校・高等学校(隠岐水産高校専攻科を含む)に就学・通学する方に対し、下宿等の家賃の一部を補助します。※入学許可月から卒業月まで。

種類	対象経費	助成額
下宿等 家賃補助	下宿等の家賃(下宿:部屋代、間借り:光熱水費・管理費を除く部屋代、民間賃貸住宅:共益費等を除く家賃)	限度額 月額2万円 ★補助率 2/3



★詳しくは、隠岐の島町のウェブサイトをご確認ください。

隠岐の島町 移住

検索

【お問い合わせ先】 隠岐の島町役場地域振興課 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話:08512-2-8570 FAX:08512-2-6005 メール:chiiki@town.okinoshima.shimane.jp